

# 仮名草子『枯杭集』に載る算木占い二種

渡 辺 守 邦

はじめに

仮名草子の『枯杭集』は事物の起原を説く、説話集的な、あるいは類書風の作品であるが、その第七十三話に「占」を採りあげる。まず『簠簋』の天文曆数に基づく占いと卜部氏流の太占とを紹介したのち、話題を算木占いに転じて、算木が天竺命門国の世自在王の王子の膝に芽生えた小竹に由来することを述べ、さらに次のように続ける。

扱此国に渡る事は、靈龜二年二月八日に伊豆の三嶋の沖へ亀か負て出けるなり。それを新羅国の人、日本に渡りけるが、是を取てうらなひ初けるなり。算は十

二りうあり。龍樹菩薩の流も有。晴明道満が流も有。弘法大師の流もあり。又商買(マヤ)の揃盤は行基菩薩のたくみ出し給ふといへるなり。

いま、私に句読点を補ってみた。算木占い別名「うらや算」の起原を説く一話であるが、算木占いの衰退した現代にあつては、理解の及びにくい話柄であり、龍樹流、弘法流などの十二流があるなどというあたりは多くを未詳のままに残すしかない。そんな中にあつて、「晴明道満の流」に関しては、いささかの考察を加えることができそうなのであるが、考証にとりかかる前に『枯杭集』のこの記事に出所のあることを明らかにしておくことにしたい。

この一話の典拠として、事物起原譚を集成する先行書の

『ちんてき問答』を名指しすることができるようである。次の一文が当該箇所である。

又日本へわたることは、せんき二年二月八日に、いづのみしまへ、かめがおひて来たり。しかれども、日本の人はいらず。しんらくよりけん人来り、いつのみしまへまいり、かめのおひたるさんをとりて、わが朝へひろめて候。うらさんは十二りうなり。まなふ人の御所立と、りうじゆぼさつのりうも有。せいめい、だう万がりうもあり。こうぼうだいの御さくもあり。その外、人作四りう有なり。また、田ざん、ぜにこめさんは、日本にて、ぎやうぎぼさつのたくみ給ひ候なり。

『ちんてき問答』には写本系・版本系の二種があつて内容を大きく違えるが、右は寛永九年板を翻刻した拙稿注1からの引用、その第一九段「算のはじめ」の一節であつて、もちろん版本系のテキストである。

引用した『枯杭集』と『ちんてき問答』とは些末な箇所<sup>1</sup>で文言を相違させる。「靈龜二年二月八日」と「せんき二年二月八日」、行基菩薩の考案になる「商買の揃盤」と「田ざん、ぜにこめさん」のごとくである。しかしこの相違は両書の関連を検討するに当たって、さしたる障害と

はならない。なぜならば、伝来譚に先行して語られると先にも述べた、天竺命門国の世自在王に付会する算木発生の一話が、同じく『ちんてき問答』のそれも第一九段に、ほぼそのまま載り、両書の関連の深さを推測させること、さらに同様の関連が『枯杭集』において、

卷一 二「将棋」

卷三 三「弓」 六「扇」 三「団（うちは）」 四「傘（からかさ）」 四「白杵」

卷四 五「梯（のぼりはし）」 五「渡橋」 六「蹴鞠」

卷六 六「酒」 六「茶」 九「神楽」

のそれぞれにまで拡散するところからである。また海岸からはほど遠い三島を「伊豆の三嶋の沖」とするなどの怪しげな表現が『枯杭集』に存在することをも追加しておきたい。つまり、両者の典拠関係に疑いを差しはさむ余地はなく、むしろ『ちんてき問答』の難解な字句に『枯杭集』がある種の解釈をくだして合理化しようとした結果が両者の相違となって顕現したものと理解することができる。

## 狂言「居杭」の算木占い

ここで本題にもどって、算木を使った晴明流の占い、つまり原拠の『ちんてき問答』にいう「うらさん」の詮議を始めることにしたい。算木占いは現在にいたってなお健在のようであるが、浅学にしてその詳細を承知しない。しかし狂言「居杭」に注目するとき、当時の実態と本質とをおぼろけながらにはあるが浮かびあがらせることができる。

居杭とは登場人物の名、お出入り先の屋敷では主人が期待您的しるしに必ず頭を叩く。それを苦にして清水の観世音に祈り、隠れ笠ならぬ隠れ頭巾を授かってお屋敷に参上、主人は通りかかった算置を呼び込んで、姿を隠した居杭のあり所を占わせる。失せ物、待ち人はお手のもの、算置は張り切って占うが当たらない。座敷をあちらこちらと居杭が移動するからである。からくりの分らぬ亭主は再三にわたってやり直しを命じ、そのたびに算置は秘術を尽くす。回数は流派やテキストによって違うが、いま、大藏流の虎寛本<sup>注2</sup>に従うとき、占いは四度にわたる。段落を分つてそれを抜き出してみれば、次のようになる。

(算置) 今年は(年のえと)、月日刻限を言て)、先手占

を置いて見ませう。たんちやうけんろぎんなんば。ハ、ア、是は生類で御座るの。

(算置) こなたは御素人かと存て御ざれば、能所へ御氣が付ました。是は天狗の投算と申て、我の家ならでは他に無い算で御座る。(亭主) さうで有う。終に見た事がおりない。(算置) 算木くばりと申て、是をことく置く直す事で御ざるが、殊の外にむつかしい事で御ざる。(亭主) 定てさうで有う。(算置) 一徳六害の水、二義七陽の火、三生八難の木、四殺九疫の金、五鬼十の土、水生木、木生火、火生土、土生金、金生水、金剋木、金剋木。

(算置) ……今一算置て、今度こそ神変奇特を置現はいて御目に懸ませう。(亭主) それが能らう。(算置) 犬土はしれば猿木へのぼる。鼠桁はしれば猫きつと見たりく。知れまして御座る。

(算置) 心得ました。今度こそ置たりくくと仰らる、様に、置あらわいて御目にかかけませう。(亭主) 早う置てくれさしめ。(算置) 大水出れば堤のよわり。何と尤な事では御ざらぬか。(亭主) 尤な事でおりにやる。(算置)

大風吹けば古家のたゝり。是も尤な事で御座る。(亭主 其通りでおりやる。(算置) あちらとこちらとはとなりなりけり)。知れまして御ざる。

こんな風に書き抜いてみると、占いのたびに算置が必ず《唱えごと》を口に行っていることに気づく。最初の占いは、

たんちやうけんろぎんなんば

そして第二段落は少し長く、

一徳六害の水、二義七陽の火、三生八難の木、四殺九疫の金、五鬼十の土、水生木、木生火、火生土、土生金、金生水、金剋木、金剋木

あるいは、

犬土はしれば猿木へのぼる。鼠桁はしれば猫きつと見たりく

大水出れば堤のよわり

大風吹けば古家のたゝり

あちらとこちらはとなりなりけりく

などである。そして、《唱えごと》の《唱えごと》たるゆ

えんなのであろうか、いずれも分ったようで分かりにくい。「たんちやうけんろぎんなんば」の意味は不明<sup>注3</sup>、第三、第四段落のそれはお笑いとしか評しようがない。

そんな中であつて、第二段落の「一徳六害の水、二義七陽の火、三生八難の木」云々は少しく異質とすべきかもしれない。六害の水、七陽の火、八難の木などと木・火・土・金・水が揃い、曲りなりにも五行に配当されているのは占いの場面にふさわしい。さらに言えば、『董筮』巻二の四「九凶之名義」の記事に類似し、そのパロディーかとも思われる。

それゆえ「九凶之名義」を少し丁寧に見てみることにしよう。『董筮』巻二の四には、こう書いてある。

第四妻<sup>シ</sup>女<sup>ツメ</sup>号<sup>ヲ</sup>三癸<sup>ス</sup>采<sup>ス</sup>女<sup>ヲ</sup>。産<sup>ス</sup>三<sup>ス</sup>生<sup>ス</sup>黒<sup>ス</sup>帝<sup>ス</sup>黒<sup>ス</sup>龍<sup>ス</sup>王<sup>ヲ</sup>。領<sup>ス</sup>三<sup>ス</sup>冬<sup>ス</sup>七<sup>ス</sup>二<sup>ス</sup>日<sup>ヲ</sup>。  
妻<sup>シ</sup>愛<sup>シ</sup>上<sup>ニ</sup>吉<sup>ニ</sup>女<sup>ニ</sup>。生<sup>ス</sup>三<sup>ス</sup>九<sup>ス</sup>人<sup>ス</sup>王<sup>ス</sup>子<sup>ヲ</sup>。所<sup>ル</sup>謂<sup>ル</sup>

○九凶之名義四

一徳天上水 二義虚空火 三生造作木  
四殺劔鉄金 五鬼欲界土 六害江河水  
七陽国土火 八難森林木 九疫土中金

右の引用が「九凶之名義」の全文である。

天地開闢のいにしえ、世界を宰領した盤牛大王に五人の子どもがあり、第一子の青帝青龍王に授かった十人の王子

が甲・乙・丙・丁などの十干であり、第二子の赤帝赤龍王の十二人の王子が子・丑・寅・卯などの十二支であり、第三子の白帝白龍王の十二人の王子が建・除・満・平などの十二客であり……と続く文脈の中に右の引用はあつて、盤牛大王が第四夫人癸采女との間に儲けた第四子を黒帝黒龍王といい、黒帝黒龍王が上吉女を娶つて授かつた九人の王子を一徳天上の水・二義虚空の火などと称した、という。ここで、この黒帝黒龍王の王子九人を五行ごとにまとめてみよう。そうすると、

一徳天上ノ水・六害江河ノ水……………水性  
二義虚空ノ火・七陽国土ノ火……………火性  
三生造作ノ木・八難森林ノ木……………木性  
四殺劔鉄ノ金・九疫土中ノ金……………金性  
五鬼欲界ノ土……………土性

という整然とした構造が姿を現わす。これを口早に言つたものが「一徳六害の水」であり、「二義七陽の火」であり、「三生八難の木」なのであろう。そうすると「居杭」第二段落の《唱えごと》はパロディーではなく、表現こそ稚拙ながら、指示する内容が『簠簋』とほぼ一致する真面目な、由緒正しい《唱えごと》であつた、ということになる。狂言といえども、お笑いがすべてではなかつた。

### 『簠簋』の秘伝・口伝

ここに「うらさん」の詮索には、『簠簋』卷二の四のさならなる究明が不可欠のものとなつたようである。「九凶之名義」とは何か。再び『簠簋』の本文にもどつてみよう。

卷二の四を前後の文脈に即して再確認しておく。すなわち、黒帝黒龍王は上吉女を妃に迎えて九人の子室を授かつた。

長男は一徳天上の水、次男は二義虚空の火……、九男は九疫土中の金、これが九凶之名義の謂われである、と。

『簠簋』のこの説明から何が明らかになつたか。一徳天上の水、二義虚空の火以下が王子さま方九人の呼び名だということとは理解できた。しかしこれだけでは、「九凶之名義」のうちの「凶」が意味不明のままに残る。そのあたり、『簠簋』の注釈書である『簠簋抄』の説明やいかんといふに、

右文段ノ任也。但朔日ヲバ一徳ガ領シ二日ヲ二義ガ領シ三日ヲ三生ガ領スル也。以下准ズル也。而二十廿日目ヲバ五鬼ガ領スルナリト云々。文段分明ノ故ニ大方也。

曆の上で朔日を一徳王子が司り、二日を二義王子が司り、

以下を九人の王子たちが一日ずつ順に司って十日目は五鬼王子が重任し、中甸下旬もこれを繰り返す、と述べて勤務スケジュールの披露に終始し、それ以外については、文段ノマ、ナリ・文段分明ノユエニ大方ナリとして、『簾篋』に責任を押しつけてはぐらかす。そして「図」に関する納得できる説明は『簾篋抄』にも見あたらない。見あたらないだけではなく、算木占いとの関わりも一向に見えてこない。『簾篋抄』も『簾篋』同様に何とも歯切れが悪い。

この点に関して他の注釈書はいかがであろうか。『簾篋抄』や『簾篋袖裏伝』を中世の産物とするとき、近世的な注釈書は寛文延宝期に至って出現を見る。『頭書簾篋』(寛文七刊、六冊)、『簾篋諺解大全』(天和二刊、五冊)、『簾篋冠註大全』(元文五刊、五冊)などの全釈を志した大冊の刊行に混じって、『簾篋』の要所を採りあげて詳述し、もしくは重点を補うことに専念する一冊あるいは二冊本がきびすを接して出現したのもこの時期であった。その先駆けは『簾篋俚諺抄』(寛文十一刊)あたりであろうか。しかしこの書は未見なので詳細を述べることができない。

『簾篋秘伝抄』(延宝五刊)『簾篋抜伝記』(同八刊)『簾篋掌中口伝書』(天和元刊)なども同じ傾向を帯びた書なのであるが、『簾篋』の要を摘んだこの種の書物に「九図之名義」はほぼ例外なく採りあげられ、早くも『簾篋秘伝

抄』には九図のラフ・スケッチさえ添えられている。本稿においては『簾篋口伝初心鈔』(元禄四序刊)によってその内容を紹介してみたいと思うが、その前に『簾篋』や『簾篋抄』が「九図之名義」について寡黙であった理由を謎解きしておきたい。謎を解く鍵は摘要型の注釈書に書名として動員された「秘伝」「口伝」などの語、もはやお分かりいただけたであろう、巻二の四「九図之名義」は本来その詳細を秘伝に委ね、他言口外を許さぬ章段であった。

先に『簾篋秘伝抄』以下を近世的と評したが、何が近世的なのかといえ、秘伝、口伝の存する章段を採りあげ、競ってその詳述に腐心する風潮を指摘することができよう。思えば古くに『簾篋』と『簾篋抄』とは抱き合わせの出版であった。<sup>注5</sup>しかし『簾篋』が幕末明治まで版を重ね続けたのに対し、<sup>注6</sup>『簾篋抄』は寛文十一年前川氏板をもって刊行の下限とする。これを読者の側からする『簾篋』の注釈書に對しての要求の変化と受け取るならば、延宝天和期に出現した二つの潮流は別種のものでなかったとすることができよう。

### 九図という占い盤

『簾篋口伝初心鈔』は大本二冊で刊年は未詳、武州沙門

盛典の元禄四年の自序があつて「夫レ曆道ハ密門之至要ナリ。故ニ特ニ無畏三藏、大疎ニ明シ玉フ所尤モ亀鏡為ル也」(原文は漢文)と密門教学における曆道の意義から説き始める。盛典(一六六三〜一七四七)は武蔵国埼玉郡出身の真言僧、悉曇学に秀で著書多数があり、<sup>注7</sup>土御門家とは距離を置いた立場から「簠簋」を講じたものかと思われる。時代の下つた成立であるが、それが幸いして、曆数の秘儀が残りなく開示される。なお、盛典には別に『簠簋冠註大全』の著述もあり、同じく注釈書ながらすでに述べたようにこちらは『簠簋』の全五巻を対象とする。

『簠簋』卷二の四「九凶之名義」を採りあげて『簠簋口伝初心鈔』が何を明かそうとしているのか、その正確な説明は澆季末世の稿者にとつて荷が重すぎる。よつてその任を本稿の末に付載する翻刻に譲り、ここでは、九凶とは何かという当面の問題に絞つて見解を窺つてみることにしたい。そのために、図版四つを抜き出してみる。付載の翻刻に【図版一】〜【図版四】とするものである。

まず【図版三】であるが、周囲を東西南北と艮巽坤乾で囲まれた三行三段のマス目があつて、それぞれのマスには白抜きの漢数字のほか、三種類の書き込みがある。たとえ「巽」の方角に当たる白抜き「九」のマスの場合、

肩カクワズ押ナリ……………(a)  
|……………(b)  
一徳天上ノ水……………(c)

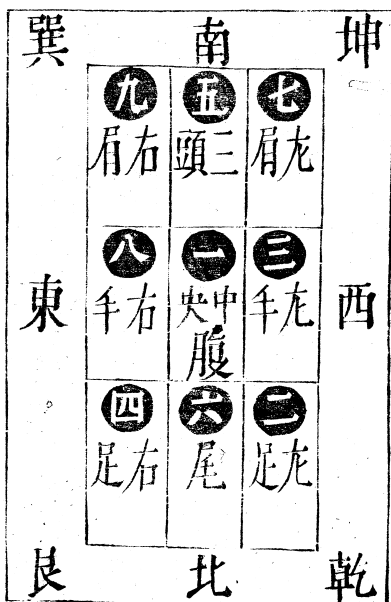
の三つである。そして(a)を九コマ全部、漢数字の順にたどつて連ねると、次のようになる。

中央ヤ左ノ足ニ手ヲ懸ケテ右ノ足ニテ三頭ヲバ踏ム  
尾ヨリシテ左ノ肩ニ登リツ、右ノ手ニテ肩ヲ押スナリ

これすなわち算木を立てる次第を覚えるための歌二首である。

次の(b)ローマ数字に似た記号は算木算の算用数字であつて、縦棒が1、横棒が5を意味する。この記号から引き出されたガイドラインの先には、算木算の数字に即して(c)「一徳天上ノ水」〜「九疫土中ノ金」と王子たち九人のフル・ネームが欠けることなく揃う。九人兄弟の名義を備えたマス目九つから成る図、これこそが探し求める「九図」でなくて何であろうか。

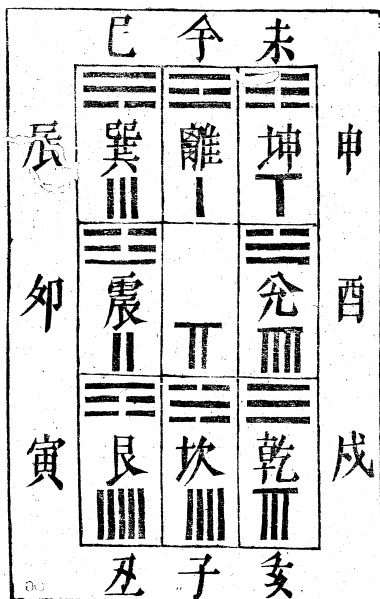
なおついでながら他の図版についても簡単に触れておくと、【図版二】は算木を立てる次第を説明した図であつて【図版三】の(a)と重複する。【図版一】は他の二図が日取りの吉凶を占うための図であるのに対して、方取すなわ



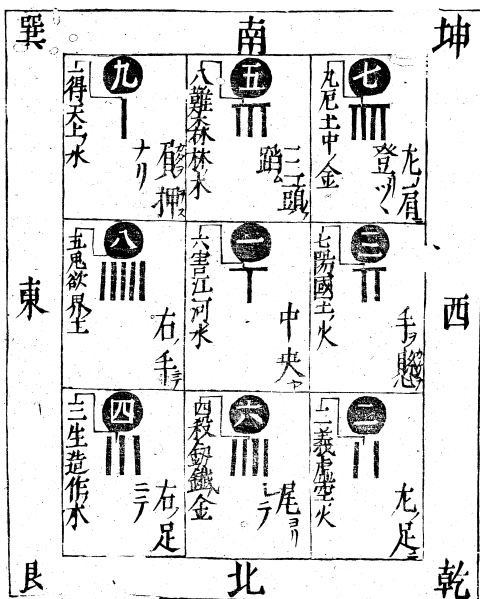
【図版 2】



【図版 1】



【図版 4】



【図版 3】



ち方角の善し悪しを問うたもの。図の眉上に頭指・中指・無名指とし、左側縦に上節・中節・下節とするが、これは左手の親指と小指を除いた三本の指（頭指・中指・無名指）とその関節とが作り出す九つのパーツを陣立てに見立てた、いわゆる手占である。狂言「居杭」の第一番の占いにも「先（づ）手占を置いて見ませう」という科白があった。簡単な占いは算木を用いず、手占で済ませたもののようにである。

そして方位の占であるが、

福生や養開マデハ能ケレドモ崇社半吉死驚懶シ

という歌に従って、

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 北・艮（北東）・東・巽（東南） | …… | 吉  |
| 南・坤（南西）         | …… | 半吉 |
| 西・乾（西北）         | …… | 凶  |

と出向の吉凶を定める。

余談ながら【図版一】は算木算の数字を足し算してみる  
とき、タテの行、ヨコの段のいずれも、その答えを等しく  
十五とする。タテ、ヨコだけでは、ナナメも和が十五  
になるこの不思議な陣立てを方陣<sup>注</sup>あるいは魔方陣と呼ぶ。  
古く周易の河図や『書経』の洛書、そしてテレビや週刊誌

でお馴染みの九星気術にも活用され、魔方陣は古今東西を問わず神秘的な図形として占いの世界では珍重される。

最後の【図版四】は「八卦九図」という一風変わった占いを説明する図である。九つのコマそれぞれ、上から順に三爻・八卦・算木算用数字が記されていることから明らかなように、「九図之名義」と八卦とを融合した占いであって、より詳しくいえば、九図の名義の方法に則して得た零数を八卦の理論によって処理し、占兆を導き出そうとするものの如くである。

#### 「目録」と称する書二点

『薫篋』巻二の四「九図之名義」は、意外なことに、九図という名の陣立てと算木とを駆使して進める占いの占い方を説明する文段であった。具体的には、占う内容に応じていくつかの手がかりを定め、それぞれを数値化して合算し、その和を九で割って「余り」を得てこれを「零数」と呼ぶ。零数は算木算の算用数字を用いて表記される。<sup>注</sup>手がかりとは、たとえば例題としてあげられた日取りを定める占いでは、その年のエト・その月のエト・本人の年齢の三つを選び、三目録と称していた。手がかり五つを要する占いは五目録と呼ばれるらしい。狂言「居杭」にも最初の占

いに、

(算置) 今年は(年のえと、月日刻限を言て)、先手占を置いて見ませう。

とあった。「年のえと、月日刻限を言て」の箇所は、「今年は」という科白に続けて、上演したまさにその年のエト月日時刻をつぶやけ、というト書きであって、この場合は手がかりに年・月・日・刻限を用いているので四目録である。それゆえ本稿では算木占いに用いる手がかりとしての干支や時刻などを仮に「目録」の名をもって総称することにした。

この占いはまず零数を求め、さらに零数に基づき九図という占用盤を操作して、待ち人が来る・来ない、失せものが出る・出ないなどの結論すなわち占兆にたどり着くというように二段階を経る。第一段階の零数を導き出すところまでは『簠筮口伝初心鈔』の説明は明解である。余りが一の零数を「零一数」と呼んで「一徳天上ノ水」に当て、余り二を「二義虚空ノ火」に当てるのも納得できる。しかし、この先、九図という図形を操作して吉凶にたどりつくまでの説明は容易に呑み込めるしろものでない。呑み込めないのは澆季末世の素人ばかりではなかったらしく、二段階のうちの後半を簡略化する便法が存在した。

この占法において零数は占うテーマによって「目録」の数も種類も相違し、また依頼人の生れ性や依頼した年月日による変化も加わるところから、ケース・バイ・ケースで変化する。それゆえ零数はその場で計算するしか手だてはない。しかし第二段階の零数と吉凶との関係は、いかに複雑な操作を盤上で加えられようとも変化はない。零数はルール(『簠筮口伝初心鈔』の場合は九星術の論理か)に即した盤上操作を経て占兆にたどり着くものであったからである。加えて『簠筮口伝初心鈔』では、操作の手順を「中央や左の足に手をかけて……」「福生や養開までは能けれども……」と歌に仕立てる。この歌を《唱えごと》に作業を進め、手順のブレを防いだものであろう。零数は占兆を導き出すためのコード・ナンバー以外の何ものでもなく、占兆の違いは零数自体ではなく、零数以前つまり零数算定の根幹をなす「目録」の次元に起因する。零一数、零九数の指示する占兆は占うテーマごとに固定していて、あらかじめの盤上操作によって一覽表にしておくことも可能であった。

五季文庫に外題を「五目録」とする写本がある。全二十二丁の小冊子であるが筆跡は室町末まで遡るであろう。外題からも明らかのように、五目録の算木占いに関連するものろろをメモ風に記した内容であって、その小見出しを抜

き出してみると次のようになる。

十五納音／死知期／大払／小払／破ヲ立事／五相生之  
占／九頭成借シフヤシノ事／五相剋之占／四季王相掛  
事／月日時方指占／五臟六腑算／五臟歌算／五味ノ占  
／五臟六腑病起色ヲ知事／九厄之歌／崇物占算……

まだ続くが省略する。右のうち、語尾を「算」とする条項は占いの結果すなわち占兆の表示であり、この先も待人算・得物算・見聞算・出行算などと続く。そのうちの短い例を一つ示してみよう。

雨風算（支干時十二空兩年十八ト入払也）

- Ⅰ 定降
- Ⅱ 照ル
- Ⅲ 定テ雨風トモ云
- Ⅳ 曇テ後降
- Ⅴ 風雨トモ云
- Ⅵ ハ曇テ不降即時晴ナリ
- Ⅶ ハ大日照ル
- Ⅷ 定テ雨風ト云
- Ⅷ 曇テ不降即時晴ト云

このように「目録」の指定と零数に対応する占兆の羅列が

ある。

小見出しの「雨風算」に続く括弧内が「目録」の指定であって、原文では割り注にする。別に欄外に書き入れがあつて、

其日支干異本云八々払見ナリ降照才雨林雨

ともある。いずれも「目録」に関する注記らしく、「目録」五つのうち干・支・時の三つまでは分るものの、残り  
は残念ながら読みとれない。欄外の「其日支干」は割り注の指定する干と支を、年・月・日のうちの日の干支にせよ  
という注記であらう。

行頭の算木用数字が零数で、占兆は零一数が「定降」つまり必ず雨降る、零二数が晴れ、そして零九数が曇のち晴と明解である。こんなデータ・ブックを座右に備えることによつて、零数が確定するやいなや、盤上操作を経ることなくたちどころに精緻な予報の宣告が可能になる。

便法の第二は八卦の転用である。これも具体例を出して説明することしよう。『弘法四目録占秘密大全』という三つ切り横小本がある（以下に角書を略して『四目録占秘密大全』と呼ぶ）。寛政二年大坂高麗橋壺丁目藤屋弥兵衛版の刊記を持つこの本は『国書総目録』に著録があつて分類を「真言」とするが、『弘法大師請来目録』『弘法大師御

作書目録」などからの連想に発した誤解であろう。読本作者また神道家として幅広い活躍をした菊丘臥山人こと大江文坡が寄せた序に、

往古より弘法大師の四目録といへる占法、つたへ来る事尚し。然れど、世にあるは大に略して詳ならず。今此四目録占秘密大全はくはしくして、且諸事の占ひ漏ことなし。寔に世の人に益ある書にして、余これを讚美しこの書の首に其あらましを記すのみ。

とあって「四目録」とは占法の名、ここからも明らかやうに「占卜」に分類されてしかるべき書である。そして目録・占い・秘密というキーワードが揃えば、算木占いのウラワザ攻略本の可能性が強い。そのあたりを凡例に当たる「四目録占ひ指南」の項に窺ってみることにしよう。次のようにある。

占ひ様はたとへば何事にも占ひを頼む人の年の数と其占ふ月の数と日の数と時の数を合せて見て（十五才の人ならば十五とし、占ふ月が正月ならば一つ、五日ならば五つとし、四つ時ならば四つとす。算盤にておけば尤もよろし）、扱右合せたる惣数を八つづ、払ひ、残る数を八卦の数に合せて占ふ（八卦の数とは左にい

だすとふりの八卦なり。数にあはずとは一つのこれは乾の卦、二つのこれは兌の卦のごとし）。

括弧でくくった部分は割り注である。

右の引用に次の一覧表が続く。割注に言う「八卦の数」とはこの一覧を指すものようである。

#### 八卦の数

三離卦 八坤卦 二兌卦 一乾卦  
六坎卦 七艮卦 四震卦 五巽卦

八卦それぞれに三爻の図示が添えられているが、煩を厭って割愛した。

本人の年齢・今月・今日・現在の時刻を数値化して合算、その総数を八で割って残った数を、

一つのこれば乾の卦、二つのこれば兌の卦

などと、「八卦の数」を参照して八卦に換言せよ、というのである。ここに展開される占い方が『蓋篋口伝初心鈔』にいう九図之名義の占法に近似することは言を俟たないであろう。とくに零数の求めかたを説明する部分は、ほぼ重なり合うとして過言でない。相違するのは除数を八とする点と算木ではなく算盤を推奨する点とである。しかしその

先の、残った数すなわち零数を占兆へと導く導きかたは大きく相違する。『薫蓋口伝初心鈔』では九人の王子に閑連づけ、その属性を利用して盤上の操作を行い吉凶善悪につなげた。それに対し『四目録占秘密大全』は、零数一〜八を乾一・兌二・離三・震四・巽五・坎六・艮七・坤八に置換して、処理を八卦の論理にマル投げする。また零数を求める計算において除数を九から八に代えるという、それだけの簡単な手続きで、九図の名義が自動的に八卦に置き換えられるのであるが、その着想の奇抜さにも驚く。

九図の名義を八卦に置き換えるこの便法は大方の算置の歓迎を受けたはずである。少なくとも狂言に登場する算置の場合はそうであったようだ。虎寛本「居杭」に小道具の指定があり、「算袋」の中身を算木と八卦とする。

「居杭」の算袋に入れた八卦から思いつくのは『八卦本』と呼ばれる書物もしくはその注釈書である。『八卦本』とは、絵入本がまだ珍しかった近世の初頭に、朝鮮風の服装をした四季四皇帝を正面から描いて印象的な、雲母を引いた厚手の料紙に両面印刷をした折り本のことである。寛永十四年板・同十七年板のほか元和頃とされる古板など板種の数も多く、稀に小本の板もあってこれも雲母引き両面刷りの折り本、袋に入れて持ち運ぶのには、こちらの方がかさばらずに便利であったろう。

『四目録占秘密大全』は、日常生活で出合うもろもろのトラブルを採りあげ、四目録で占い、その結果を羅列する。つまり五季文庫本『五目録』の八卦バージョンということになるが、大きな違いはこの書で占いの対象とする条項が、失せもの・走り者に始まって五十有余に及び、これも菊丘臥山人の言を借りれば「諸事の占ひ漏ことなし」だった点にある。また吉凶の説明も詳細をつくす。『五目録』の例に準じてその実例を引いてみよう。

#### 【五十二】 待人のうらなひ

○きたらず。つれ人ありて。ねの日うの日に。仕合よ  
くきたるべし。

○をそし。心はいそげ共。人にとめらるゝ。かのえか  
のとの日。又ねたつの日に来る。つれ人もなく。仕  
合あし、。

○来る也。つれ人なし。仕合もよからず。結句つれ人  
ある時は。其人きづかひなるつれ也。きねんすべし。  
○きたらず。仕合大吉也。うしとらむまの日に。先の  
やどをいづる也。

○きたる。むこか。よめか。出家かもしは文ばかり来  
る事有。かはることなし。

○をそけれど仕合よし。此うらなひたる日。さきの

家をいづる。

④ 来る。仕合あしく。つれ人もなし。いうしひつじの日にまつべし。たゞし。こきやうへかへりて。よき

思案あるにより。仕合なをすべし。

⑤ 仕合のよきたより有。つれ人まち合せて。うしとりの日。先をたつ也。大吉。

○で囲った数字が零数である。

右の引用にも明らかなように、ここにあるのは零数↓占兆というシンプルな対応であって、零数を八卦に置き換えるとなににの卦に当り、その卦を八卦図に差し込んで操作を行えば、かくかくの論理に基づきしかじかの占兆にたどり着くなどという説明はいつさい存在しない。零数と占兆とを直結するシンプルな構造、これこそがこの書の利便性だったのではあるまいか。割り算九九の八の段さえ諸んじていれば、八卦の論理はブラック・ボックスに封じ込めたまま、即座に占兆にたどり着くことができた。そして占いは人生の万般を対象にして漏れない、バラエティーに富む項目が用意されている。本書が商業出版物として公刊の対象になりえた所以も、素人にも充分利用が可能な、この単純さと簡便さにあったことは間違いない。

おわりに

『枯杭集』の晴明流算木占いの詮索が迷走に迷走を重ねた果てに『四目録占秘密大全』という書物に出合った。この書は四目録の算木占いを内容とし、角書に弘法大師の名を冠する。そうすると、この書の占法が、一たびは未詳とした『ぢんてき問答』や『枯杭集』にいう弘法流の占や算などではないのか、という思いつきがひらめく。しかしこの着想ににわかに従いたいのは、該書の出版が江戸も後期の寛政年間であったところからである。

そこで『八卦本』の注解書の類をあれこれ繕くとき、『新撰陰陽八卦并抄』に載る次のような記事に出合う。

右弘法大師四目録ノ八卦ノ占目録トイフハ、年ト月ト日ト時トヲ合也。サテ其ウラナハスル人ノ年イクツゾト問、年イク／＼ツトイフトキ、其年ノカズイクツト入、又ウラナヒニキタル月ノカズイクツト入、又ウラナフ日ノカズイクツト入、サテ其ウラナフトキノカズイクツノ時ト入、タトヘバ午ノ時ナラバ九ツト入、未ノ時ナラバ八ツト入、ソノ時々ノカズヲ入、アフセテ八々トハラフテ、ハライアマルカズヲ右ノ卦

ノ離三、坤八、兌二、乾一、坎六、艮七、震四、巽五  
ニ引合テ、アタル卦ノトコロノトヲリヲヨコニスイシ  
テ、タトヘバ得物ナラバエモノニアタルトコロニテ吉  
凶占シルベシ。又待人ナラバマチ人ノトコロニテ吉凶  
ヲシルベシ。イヅレモウラナハスルシナク、ハソノ上  
ニ目錄アリ。ヨクく心得テ占ベシ。

いささか長い引用になったが、これは下巻所載の「弘法大  
師秘伝一枚八卦四目錄占」と題する一覽表に添えられた使  
用説明である。それゆえ、表を横にたどれ上に進め式の記  
述が交つていたりする。その種の記述を端折つて要点をま  
とめると次のようになる。すなわち、この占法は年齢・  
月・日・刻限の「目錄」四つを数値化して足し算し、総数  
を八で割つた余りの数を八卦に転換する。すると、当該の  
卦がインデックスとなつて、たどころに吉凶が判明する  
と。これは『四目錄占秘密大全』の巻頭に説かれる四目錄  
の占法との間にほとんど逕庭がない。<sup>注10</sup>

それゆえ、寛政期の『四目錄占秘密大全』に盛られた内  
容は、寛文八年の『枯杭集』を飛び越して寛文七年の『新  
撰陰陽八卦并抄』に直結し、慶長古活字の『ちんてき問  
答』にまで遡る、伝統を継承した占法であつたことになる。  
さらに贅言すれば『新撰陰陽八卦并抄』には寛永正保期の

刊行と認めることも可能な一板も存在する。<sup>注11</sup> そうすると、  
晴明流と弘法大師流という類似した算木占いが併存し併用  
されていたことになる。狂言「居杭」の算木占いはどちら  
であつたのか。

その答えはあの「一徳六害の水、二義七陽の火」という  
《唱えごと》からしても晴明流であろう。ただし厳密にい  
えば、そのように結論づけるためには、解決しておかなけ  
ればならない問題が一つ残る。算置が算袋に入れて携帯し  
ていた『八卦本』である。あらためて言うまでもなからう  
が、八卦は大師流にとつて不可欠な小道具である。そこで  
本稿では算木占いそのものが二段の構造をなすことに着目  
し、第一段階を『簠簋』巻二の四「九凶之名義」に従いつ  
つ、零数を占兆に結びつける第二段階を扱いが簡便な八卦  
に委ねたものと解釈した。実はこの着想は新見ではない。  
本稿の末に付載した『簠簋口伝初心鈔』のうち後半の、小  
見出しを「○八卦九凶之事」とする章段にも縷説するところ  
であつた。この理論に基づく二段構成かと考えたのである  
が、この解釈の適否を判断する知見を残念ながら持ち合  
わせない。そのあたりを含めて専家の批正を庶幾する次第  
である。

注1 拙稿「版本・ちんてき問答―翻刻と解題―」（『国文学

研究資料館紀要」九 一九八三・三)

2 笹野堅氏校訂『能狂言』(岩波文庫)に依った。

3 この《唱えごと》について佐竹昭広氏「狂言の陰陽師―有世の面影―」(村山修一氏ほか「陰陽道叢書 2 中世」平成五 名著出版)に、虎明本に「短長見路ぎんなんば、はくとうじつしこう、ゑんじ住所う、王相死因老」とするが、これは「泊燈寺紫鉤」「炎地樹鐘雨」「王相死因老」などの措辞を『薫篋抄』卷三の「十五納音事」から援用したものとする指摘がある。

4 「五鬼十の土」(居杭)と「五鬼欲界ノ土」(薫篋)とが相違するのであるが、「五鬼十」の「十」は、この先『薫篋抄』を用いて説明するように、他の王子たちが暦の上では順に一人一日ずつの担当であったのに対し、五鬼王子は五日のほかに九図から外れる十日目をも受け持たされたことにかかわるものか。また「五鬼十の土」に続く「水生木、木生火……」も「九図之名義」に則つて零数を導き出す際に検証が要求される相生相剋を唱えてみたつもりであるう。

5 拙稿「『薫篋抄』の諸本・補遺」(『実践女子大学文学部紀要』三十六 平六・三)

6 拙稿「『薫篋抄』の諸本」(『実践女子大学文学部紀要』三十五 平五・三)

7 盛典の経歴と著述に関して、青木忠雄氏「音利房盛典

―桶川で育まれた真言密教の学匠―」(『桶川市史 九』平二 桶川市役所)に的確なまとめがある。

8 『和漢八卦諸鈔大成』(元禄七板)にこの特徴を「其惣数四十五、縦横曲直四方四隅ヨリ数ル処皆十五ノ数」と簡潔に表現する(巻七「九図諸兆相伝一通」)。

9 零数の「零」はゼロの意味ではない。辞書に零を「あまり・はした」と訓読する。

10 「弘法大師秘伝一枚八卦四目録占」はその名の通り表形式を採る。占いことは「得物」「待人」に始まり、「夢見」まで全二十項目に及ぶ。参考のため、ここに最初の何項目かを紹介しておくことにしよう。紹介に当り右端一行目から三爻・十二支・守り本尊を省いて簡素化した。

|       |    |    |    |    |   |    |
|-------|----|----|----|----|---|----|
|       |    |    |    | 得物 | 有 | 離三 |
| エモノ   | 有  | 坤八 |    |    |   |    |
| マナビト  | 不來 | 無  | 兌二 |    |   |    |
| シヨクゴフ | 悦  | 來  | 乾一 |    |   |    |
| ウマレシ  | 悔  | 遲  | 坎六 |    |   |    |
| ゼンアツク | 善惡 | 悦  | 艮七 |    |   |    |
|       | 吉  | 同  | 震四 |    |   |    |
|       | 悪  | 同  | 巽五 |    |   |    |
|       | 吉  | 同  |    |    |   |    |
|       | 悪  | 同  |    |    |   |    |
|       | 吉  | 同  |    |    |   |    |
|       | 悪  | 同  |    |    |   |    |

第二項に「待人」があり、既に掲出した「四目録占秘密大全」の例と重なるが、占兆は必ずしも一致せず、当るも八卦、当らぬも八卦をそのまま地でいく結果に



なっている。なお「弘法大師秘伝一枚八卦四目録占」は『新撰陰陽八卦并抄』のほか、『大広益新撰八卦鈔諺解』（享保三再板、初板の刊年未詳）『宝曆雜書万々載』（文政一二板）などにも採録されるポピュラーな占いであった。

国立国会図書館『新城新蔵旧蔵書目録』に次のように著録される板。

新撰陰陽八卦并抄 卷上 特2—810  
〔近世初期〕 30丁 20cm 和 書名は目首による

## 付録 翻刻・篋篋口伝初心鈔

### 凡例

一、これは『篋篋口伝初心鈔』（元禄四序刊）のうち下巻第一「九凶之事」の翻刻である。

一、翻刻に当って句読点、濁点を補い、適宜改行を施した。  
一、割り注を

倍法（如レ記<sup>シ</sup>上<sup>スガニ</sup>）

のごとく、かつこを用いて一行に記した。

一、文中の要語にガイドラインを引いて行間に注記を施すが、それを

乃至（▼二三四五六七八ノ数ヲ乃至スルゾ）

のごとくに記した。かつこ内が注記である。

一、底本に五季文所蔵本を用いた。

### 第一 九凶之事

夫九凶之名義者、如レ列<sup>ル</sup>篋<sup>ノ</sup>篋<sup>ノ</sup>文<sup>ニ</sup>。雖<sup>ド</sup>然<sup>ト</sup>至<sup>テ</sup>如<sup>キ</sup>立<sup>ニ</sup>算<sup>木</sup>一<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>考<sup>ス</sup>吉<sup>凶</sup>分<sup>ニ</sup>克<sup>生</sup>一<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>弃<sup>ス</sup>善<sup>惡</sup>非<sup>レ</sup>伝<sup>不</sup>能<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>之<sup>。</sup>故<sup>童</sup>蒙<sup>幼</sup>学<sup>為</sup>難<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>之<sup>。</sup>此<sup>予</sup>曾<sup>從</sup>師<sup>之</sup>日<sup>、</sup>雖<sup>レ</sup>学<sup>ニ</sup>此<sup>術</sup>未<sup>ダ</sup>甘<sup>レ</sup>之<sup>。</sup>近<sup>比</sup>酬<sup>ニ</sup>同<sup>志</sup>需<sup>一</sup>欲<sup>レ</sup>開<sup>ニ</sup>其<sup>旨</sup>趣<sup>、</sup>次<sup>節</sup>淆<sup>乱</sup>而<sup>ミ</sup>

不正。此故有恐懼心。雖固三辭之、同志求覓甚厚。無地遁。故伝旧以發其端而已。

凡以九宮考三吉凶、種種伝非一也。先最初拳三易例示之。謂、考下依日出行等吉凶方上例也。此例不用二算木而以頭中無名三指建立之。就之有云丙庚六宮及甲戌壬一宮。言丙丁庚辛四干日、自三六害江河處一繆始、七八九次第付通運之也。又甲乙戊己壬癸六干日、自二得天上處一繆始二三四次第付通運之也(運様述下)。

次福生、養社崇死驚開、八字文、覺留、日処配此福字、其八字、如次第順廻八方而知善惡方。其善惡知方者、謂、

福生養開能 崇社半吉死驚懶  
以三此歌一可レ知善惡方(▼四方)角(▼四角)一也。図云、

【図版一】

右图中算木傍一二三等此即算木數、而算木行之次第也。且又十二支如二此次第移行可レ得意也。此方取雖立三算木無上之、為二初心自得一圖之而已。

今試、約三元祿四年辛未二月十日辛未日考二吉凶方角。先此辛未何処子始來見之、即自六害處而來。何故知之。謂、云丙庚六宮二故、依之數至三辛未處一始之。此六害處二子丑寅繆之、次七陽處、而卯辰巳算之、次

移二八難處二午未申繆レ之、此未即今辛未知之、此処擡即福始レ之、件八字順転レ之、尋、以二彼歌一知三吉凶。謂、子(▼開)丑(▼福)寅卯(▼生)辰(▼養)巳方大吉午(▼社)未申(▼崇)方半吉(行不行可レ任意)酉(▼死)戌(▼驚)亥方大凶也。必以勿往而已。

已上方取所用專可レ用二軍陣方取一兼一切方取用レ之云々。

問云、中央何不具三足支二乎。答云、以三此九宮方取一故。殊中央一中無際、而絶方處。故異他八方具三、支、不具レ之也。且八方具二、五算者皆是中央五算(▼中央五鬼欲界故)就レ之有ニ意得。倩九思。已上方取分大略畢、且又立三三目錄二述二日取一、三目錄者、其(▼一ニハ)年

數其(▼二ニハ)月數其(▼三ニハ)人年數是也。假令大歲子年一數、丑年二數、乃至亥年十二數也。又月數者、正月一數、二月二數、乃至十二月十二數也。次

用人年數者、假令十五歲人、十五數、又廿歲人、二十數等。已上目錄取合以レ九括レ之得二零數、属日以考二克生、相生用レ之相克、零數倍又以レ九括レ之得二零以属日考レ之如レ前是、猶相克、幾度、零數倍、括以可レ属日。如是九度

可レ用レ之。勿レ過二此度數一。若過レ之無レ出二別數一。又右中倍、括レ之時、不足二九數一、則直以可レ属日也。假令零一數、属二一日十一日二十一日一以為二一得天上

水ニ其姓定レ水用人姓見合克生ニ相生 其月中右三箇日為ニ吉日ニ可用レ之。若相克 可用ニ倍法ニ（如レ記上）。乃至（▼二三四五六七八ノ數ヲ乃至スルゾ）零數九 屬ニ九日十九日二十九日一以為ニ九厄土中金ニ其姓定レ金、以用レ之、克生上機徹也。

又若如ニ五數一定ニ五鬼欲界土ニ為ニ五日十五日二十五日一、若又十數 弘ニ一九得一屬日。屬 日如レ記前。此日取九圖亦不レ立ニ算木ニ而建ニ立レ之者也。

問云、上立ニ目録 除レ之如レ得レ零名ニ三目録ト。若克則幾度 述ニ倍レ之義。此時名ニ三目録、將如何。答云、最初三目録、倍レ之最早可レ名其名於四目録ト（余有ニ四目録五目録。勿レ乱レ此）。次倍 名ニ五目録、乃至ニ九度一倍 名ニ九目録ト。已上不レ用ニ算木ニ考例畢。

已下述下用ニ算木一以ニ五目録ニ建ニ立レ之方ト。此立ニ算木一有ニ次第。知其次第一有ニ一首歌。先初、

中央左足手懸 右足 三頭踏  
又次、

尾 左肩 登 右手 肩押  
此歌通 立ニ算木一也。

又五目録者、仮令考二月吉凶、生（▼二二八）年支干（▼二二八）姓（▼三二八）今年（▼四二八）支干（▼五二八）是五目録也。又如レ考ニ日吉凶一用ニ生年支干及姓一同上。

但可レ加ニ用月干支ニ也。又如レ考ニ時吉凶一、用ニ生年支干及姓一同上。但可レ加ニ用日干支ニ也。此五目録皆以レ九 除レ之也。

問、乞願 出下知ニ支干數及姓數ニ名目ト。答云、先干數者、甲己九、庚乙八、丙辛七、壬丁六、戊癸五、此年月日干數通用レ之也。次支數者、子午九、丑未八、寅申七、卯酉六、辰戌五、巳亥四、此通用年月日支數ニ也。次人 姓數者、木九、火三、土一、金七、水五、是也。又算木立様次第圖如レ左。

【図版二】

彼歌次第、即圖中如ニ一二三等次第付、可レ立ニ運レ之也。且試 約三元祿四年十二月辛丑今年二十九歲金姓人、立ニ五目録ト考ニ日取吉凶ニ云、

辛 丑 癸 卯 金

五目録算木即如レ此五重立レ之以算ニ總數ト、凡得ニ三十三數ト即 除ニ三九二七ニ零數得ニ六數ト即為ニ中央體ト是為ニ立初也。

又右五重算木各一本宛加レ之即 卅 卅 卅 卅 卅、如レ是 増レ之凡為ニ三十八數ト。是亦以レ九（▼四九）數 除レ之 除レ之、零得ニ三數ト、即以左足日（▼二義也）如レ是立レ之。

又右五重各一本宛加レ之即 卅 卅 卅 卅 卅 卅、如レ是 増レ之凡為ニ四十三數ト。是亦以レ九（▼四九）數 除レ之 除レ之、零得ニ三數ト、即以左足日（▼二義也）如レ是立レ之。

此五重目錄有二用意。段々積若作二十數、除一九可立三  
一數。是其習。如今目錄第二已滿二十數。故除立一數。  
余皆此機微也。

今此五重目錄除二總數建立准前知之。如上歌二次  
第建立之。

凡如是九度應算木立終。若欲知此算木相違  
否、先彼建立算木中第九番目五重目錄各一本宛加之、  
右立初目錄全可符合。若違之、知算木相違一必可建改一  
也。右通一一考合之、又作圖示云、

【圖版三】

此建立圖立三體用各相對見克生也。體者中央、用者  
八方也。

次以克生考吉凶時、深可凶方六害也。設雖相生  
必可凶也。然如今算、中央體以三害而建立。此時無  
可凶方。已為自己本體一故、譬如雖得一指不淨瘡毒  
等、惡不能截捨之。依之且約凶考克生云、南  
方木也。是水生木。吉。艮方亦木也。此日此方皆吉  
日吉時(直時用之也)。同雖水生木可簡南木。  
謂、是難木。故雖然相生。剛不簡之也。

次出陳或諸勝負等、兌乾方、酉戌亥日可宜。中央  
身方已為能克、敵陳中以三三陽火與二二義火為三

所克故。又嫁媾等、或不和中令三和合等可レ用三日子日及  
三坤。日。此等皆是金(四殺與三九厄一金ナリ)故、  
金与水雖異其體、能互相応。是金生水故。

又次一巽一得天上水相加。江河水無不レ受此水(指  
指天上水也)。若不レ受之、終水涸。依之辰巳日及  
方用之尤可。東三鬼土也。自水土一體一計之、此  
用可乎。但可思惟也。大略克生例畢。委有レ運二機  
微。

或云、中央體置主姓二見吉凶云云。今不レ依其義也。

○八卦九凶之事(就考病例述之。或云中央體処置其人  
姓云云)

師伝云、今約貞享二乙丑年正月八日己巳日四十一歲

人病著一出一例云、此人乙酉歲生。水姓也。故乙(

三)酉(干)水(三)姓己(三)巳(三)、此五目錄

總數凡三十二數也。而此九凶法有五乘一九乘六名目。

言五算、私直一、九算、私直六。故今水五直一、己

九直六也。依之見三總數二既有二十五。此數私三二九之

十八、殘三七數。即以号三中央七陽国土火。自其次第乾一

兌二離三震四巽五坎六艮七坤八建三立之。

又就立三此算木、假令乾一處、本番一數(乾皆連一

數)加三中央七數、為三三八數三立之。又兌二處、本番二數

加<sup>テ</sup>三中央七數<sup>ヲ</sup>為<sup>シテ</sup>二而九數<sup>ニ</sup>立<sup>ツル</sup>レ之也。余<sup>モ</sup>皆此機微<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>得<sup>キ</sup>意也。  
図云、

【第四図】

○右算木建立<sup>スレバ</sup> 則凡<sup>ソ</sup>如<sup>シ</sup>此。但離<sup>三</sup>三數<sup>ニ</sup>加<sup>ニ</sup>中央七數<sup>ヲ</sup>作<sup>ル</sup>レ十。此數除<sup>ニ</sup>一九<sup>ヲ</sup>為<sup>シテ</sup>二一數<sup>ニ</sup>立<sup>ツ</sup>レ之。震四等可<sup>レ</sup>准<sup>ス</sup>二知之<sup>一</sup>。  
扱<sup>ク</sup>此九圖六之処<sup>ヲ</sup>為<sup>シテ</sup>二最第一惡処<sup>ニ</sup>也。又分<sup>ニ</sup>別<sup>ス</sup> 体用<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>央<sup>ヲ</sup>為<sup>シ</sup>レ体八方<sup>ヲ</sup>為<sup>シ</sup>レ用、而体用相對<sup>シテ</sup> 見<sup>テ</sup>合克生吉凶<sup>ヲ</sup>、克<sup>ル</sup>体者<sup>ハ</sup>本病或崇<sup>也</sup>。又相加<sup>ハ</sup> 傍<sup>ニ</sup> 添出<sup>ル</sup>病等<sup>也</sup>。又自<sup>ニ</sup>生<sup>ル</sup>体方<sup>ニ</sup>迎<sup>ニ</sup> 醫師及祈念者<sup>一</sup>尤吉<sup>也</sup>。且又知<sup>ル</sup> 病癒<sup>ル</sup>日<sup>者</sup>擬<sup>ス</sup>二生<sup>ル</sup>体<sup>ヲ</sup>異<sup>ニ</sup>方<sup>ニ</sup>指<sup>ス</sup>二辰巳日<sup>ヲ</sup>。巽<sup>ニ</sup>是<sup>ル</sup>三三<sup>ニ</sup>生造<sup>ル</sup>木<sup>ヲ</sup> 為<sup>シテ</sup>二中央<sup>ニ</sup>作<sup>ル</sup>二能生<sup>ル</sup>二相生<sup>也</sup>。故取<sup>レ</sup>日可<sup>レ</sup>指<sup>ス</sup>二辰巳日<sup>一</sup>也。

又知<sup>ル</sup> 此病至極吉凶<sup>ヲ</sup> 有<sup>リ</sup>レ云<sup>ハ</sup> 二私落<sup>ニ</sup>。謂<sup>ク</sup>其人歲數<sup>ノ</sup>（四十一數）正月月數<sup>ノ</sup>（二數）日數<sup>ノ</sup>（八數）是此<sup>ニ</sup>三目錄數<sup>都</sup>有<sup>ニ</sup>三五十員數<sup>一</sup>。除<sup>ク</sup>六八四十八數<sup>ヲ</sup>、得<sup>テ</sup>二二數<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>属<sup>ス</sup>二東方<sup>ニ</sup>義虛空火<sup>ノ</sup>処<sup>ニ</sup>知<sup>ル</sup>二吉凶<sup>一</sup>也。如<sup>シ</sup>此中央<sup>ニ</sup>火<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>二比和<sup>ニ</sup>一故、至<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>苦<sup>シ</sup>可<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>レ之。且又得<sup>テ</sup>驗<sup>ス</sup> 日<sup>ヲ</sup>指<sup>ス</sup>二卯日<sup>ヲ</sup>。卯属<sup>ス</sup>二義処<sup>ノ</sup>一故、若<sup>シ</sup>又私落<sup>ル</sup>數、体相克<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>二不吉<sup>一</sup>。相克<sup>中</sup> 或<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>死歟<sup>或</sup>長病歟<sup>各</sup>、  
轉<sup>レ</sup>意<sup>可</sup>レ知<sup>ル</sup>レ之也。